

工事担当課長		工事担当課		
建築	設備	建築	機械	電気

次のとおり通知してよろしいか。

特定元方事業者指名通知書

年 月 日

様

名古屋市長

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定に基づき、
貴社を において行われる
工事について、同条第1項に規定する
措置を講ずべきものとして指名します。

ただし、その期間は特別の通知のない限り工事契約完了までとします。

(備考) 労働基準監督署への提出書類、協議会の会則及び議事録、安全パトロールの
実施記録の写しを提出する等、安全対策の実施状況を報告をしてください。

特定元方事業者指名通知書

年 月 日

様

名古屋市長

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第2項の規定に基づき、
貴社を において行われる
工事について、同条第1項に規定する
措置を講ずべきものとして指名します。

ただし、その期間は特別の通知のない限り工事契約完了までとします。

（備考）労働基準監督署への提出書類、協議会の会則及び議事録、安全パトロールの
実施記録の写しを提出する等、安全対策の実施状況を報告をしてください。